

## 地方法人課税のあり方等に関する意見書

平成25年11月6日付けで総務省は、地方法人特別税の抜本的見直しに向けて検討を行うとともに、地域間の税源偏在の是正に向け地方法人課税のあり方等について幅広い検討を進め「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書」を公表した。

この報告書では、法人住民税の法人税割を一部国税化し、地方交付税の原資として、地方へ再配分することが提案されている。

しかしながら、地方交付税で補いきれない地方団体間の財源の不均衡は、税源の偏在性の問題ではなく、全ての地方団体が一定の行政水準を維持するための財源の不足の問題であることにほかならない。さらに、今回の提案は、地方税の原則に反するうえに、地方分権改革の流れに逆行するものであり、企業誘致や地域経済活性化へのインセンティブを損なうばかりか、今後の主体性ある独自性を持った地方団体の行政活動を失速させる危険性をはらんでいる。

また、今回の報告書が取りまとめられた経過において、国は地方との協議、説明が十分になされておらず、あくまで国主導で進められてきたことについては、誠に遺憾である。

現在、国が取り組むべきことは、地方分権を推進するために都市自治体が提供するサービスの質と量に見合った税源の移譲を行うことである。

よって、下記の措置を講ずるよう、ここに強く要望する。

### 記

- 1 地方団体における財政力格差については、国・地方間の財源配分を是正し、地方税財源を拡充した上で、なお不足する財源については、交付税の財源である国税五税の法定率の引き上げなど、交付税制度の抜本的改革により是正すること。
- 2 法人市民税は、地方団体の継続的な経営努力による地方固有の基幹税であり、企業の生産活動を支える公共サービスのための貴重な財源であることを踏まえ現行どおりとすること。
- 3 税源の偏在是正のため税制の抜本的改革を図る場合には、国と地方が十分協議する場を設け、地方の実情、意見等を十分に反映した制度となるよう努め、拙速かつ安易な決定はしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月6日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
内閣府特命担当大臣（地方分権改革）  
財務大臣様

豊田市議会